

岩手県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成30年東北地方整備局告示第142号盛岡広域都市計画道路事業3・4・82号下鵜飼御庭田線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 滝沢市鵜飼八人打及び下鵜飼地内